

第八十一号議案

江戸川区立小岩図書館、江戸川区立松江図書館、江戸川区立小松川図書館及び江戸川区立東部図書館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立小岩図書館、江戸川区立松江図書館、江戸川区立小松川図書館及び江戸川区立東部図書館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立小岩図書館、江戸川区立松江図書館、江戸川区立小松川図書館及び江戸川区立東部図書館の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立小岩図書館 江戸川区立松江図書館 江戸川区立小松川図書館 江戸川区立東部図書館	中野区弥生町二丁目八番一五号	株式会社ヴィアックス 代表取締役 小川 巧次	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区立小岩図書館、江戸川区立松江図書館、江戸川区立小松川図書館及び江戸川区立東部図書館の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。